

2022年6月23日

関東・関西・九州ラグビーフットボール協会

理事長 各位

都道府県ラグビーフットボール協会

理事長 各位

国内遠征届出申請の運用変更について (通達)

【大会運営・協会運営】

(公財)日本ラグビーフットボール協会

(承認済み・押印省略)

専務理事

事業遂行責任者総務担当

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、各都道府県協会所属チームが他の都道府県協会へ国内遠征を行う場合の届出申請につきまして、下記のように取扱を変更いたします。貴協会におかれましても、加盟都道府県協会、および、各チームに周知徹底いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

「国内遠征」届出申請の変更について

各都道府県協会所属のチームが他の都道府県に国内遠征をおこなう場合の届出申請は、日本協会、支部協会が主催、主管する大会（招聘試合を含む）の場合は各大会の開催要項等に従い、必要な場合はその大会を主催、主管する日本協会もしくは支部協会に届出申請は行うものとするが、上記の大会以外の遠征については、支部協会、日本協会への届出申請は不要とする。

なお、「海外遠征」許可申請、「外国チーム来日試合」の支部協会および日本協会への許可申請については、「支部協会に関する規程」第3条の4項に従い、従来同様、実施するものとする。

以上

※本件についてのお問い合わせ先

公財) 日本ラグビーフットボール協会 総務部門通達・通知 soumus@rugby-japan.or.jp

参照)

支部に関する規程

(支部の活動)

第3条 支部は次の活動を行う。

- 3 支部が有料の競技会を主催しようとするときは、当該競技会の開催の日の2か月前までに日本協会に所定の開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 支部は、当該支部又はその傘下の都道府県協会若しくはチームが国際試合（外国協会若しくは外国の地域を代表するチーム又は外国協会若しくは外国の地域において選抜された選手で構成されるチームとの間で行う試合をいい、カテゴリーを問わない。）を主催しようとするときは、事前に日本協会へ届け出なければならない。ただし、支部が、前項の規定に基づく有料の競技会に係る開催申請書をすでに提出している場合は、この限りでない。

以上